

写真検収用の写真撮影方法について

発注者用マニュアルに基づき、「急を要して検収前に物品を使用する場合」は物品の写真を撮影して写真検収を受けていただくことができます。

以下の注意点を参照いただき、写真のご用意をお願いいたします。

【注意点】

①使用前に、開封した物品の全量を撮影してください。

※緊急性が低くすぐに開封する必要がない場合は、未開封の物品を検収エンターへ持ち込み、通常の検収を受けてください。

※量が多く一枚の写真に全て入りきらない場合は、複数枚に分けて撮影してください。

②納品書・レシートごとに、撮影してください。

※物品を優先し、画面に入りきらない場合は納品書や領収書が欠けても構いません。

③可能な限り、物品の数量・商品名・型番等が確認できるよう、撮影してください。

※複数個購入した商品は、個数がわかるよう物品を広げてください。

※商品名や型番がわかる面を表にして撮影してください。

【写真例】

開封した物品の全体像を、納品・領収書と一緒に撮影
※商品名・型番等がわかりにくい場合は、拡大した写真もあると尚可



【写真例】

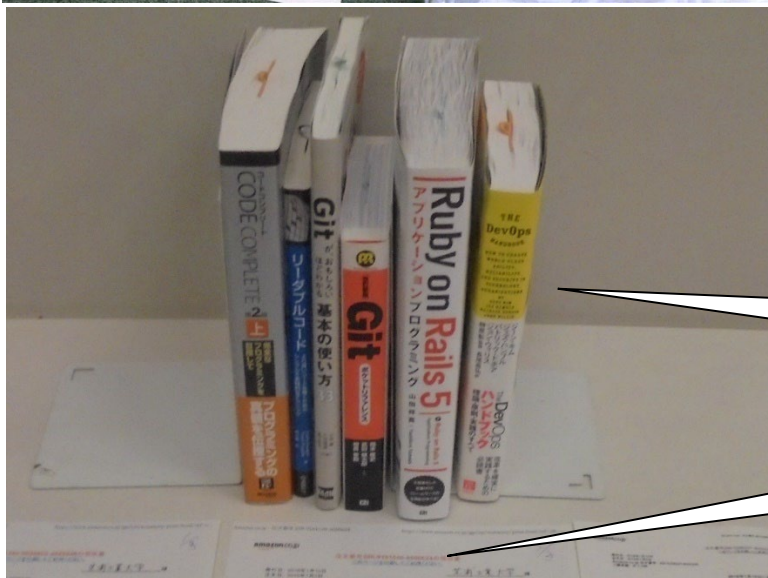
【写真例】



数量が確認できるよう、物品を広げて撮影

検収品の全体像を撮影
※有料のレジ袋等も含む

※透明の袋に梱包され、物品を目視確認できる場合は、開封省略可



冊数がある場合はブックエンドを利用して縦置きで写真撮影

納品書は一部欠けても可

【発注者用マニュアルより】

パターンF（写真検収）

- 発注者が出張先等学外にて緊急に物品を調達した場合（消耗品）
 - 学外の研究施設等で急遽物品を調達しなければならなくなった場合
 - 研究内容の事情から検収センター受付時間外に物品を調達しなければならなくなった場合
- などの緊急例外措置